

社会福祉法人ゆず
短期入所生活介護事業所ゆずの家 重要事項説明書
(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する事業者について
法人設立年月日

事業者名称	社会福祉法人ゆず
代表者氏名	理事長 川原奨二
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県東広島市西条町御菌宇 4875 番地 1 0842-424-8891
法人設立年月日	令和 5 年 4 月 3 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
(1) 事業所の所在地等

事業所名称	短期入所生活介護事業所ゆずの家
介護保険指定 事業所番号	3472503295
事業所所在地	広島県東広島市西条町御菌宇 4875 番地 1
連絡先	082-424-8892
通常の送迎 の実施地域	東広島市西条、高屋、八本松
利用定員	29 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	短期入所生活介護事業所ゆずの家が行う指定（介護予防）短期入所生活介護は、人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うことを目的とします。
運営の方針	事業者は、要支援・要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めていきます。 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていきま

	す。
--	----

(3) 事業所の職員体制

管理者	堀田真理
-----	------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
医 師	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1 名以上
生活相談員	利用者及び家族との相談、事業所内サービスの調整、居宅介護支援事業者等との連携支援を行います。	1 名以上
看護職員	利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 名以上
介護職員	(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。	1 0 名以上
機能訓練指導員	(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名以上
管理栄養士	適切な栄養管理を行います。	1 名以上
調理員	食事の調理を行います。	1 名以上
事務職員	事務等、その他業務を行います。	1 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防) 短期入所生活介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成します。 2 (介護予防) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防) 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防) 短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣 整容等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・ 移乗	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

（２）（介護予防）短期入所生活介護従業者の禁止行為

（介護予防）短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（３）利用料金等

別紙参照

４ サービスの提供にあたって

- （１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （３）利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「(介護予防) 短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防) 短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) (介護予防) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

5 心身の状況の把握

(介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

6 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) (介護予防) 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防) 短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

7 サービス利用契約の終了

- (1) 利用者、家族等からの申し出により利用契約を終了する場合

実際に当該サービスを利用中でなければ、申し出により、いつでも解約することができます。

- (2) 事業者からの申し出により利用契約を終了する場合

下記の事由がある時は、「コミュニティホームゆずの家」は、利用者とのサービス契約を解除し、サービス終了を求めることができます。

- ① 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ やむを得ない事由により事業所を閉鎖または縮小する場合
- ⑤ その他利用者等に確認書記載の不信事由が認められた場合

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡

します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 險 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

10 非常災害対策

- （1）事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）： 介護リーダー 掛谷剛

- （2）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- （3）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- （4）（3）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 衛生管理等

- （1）（介護予防）短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- （2）必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- （3）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

- （1）当事業所における苦情の受付

提供した（介護予防）短期入所生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情受付窓口	苦情解決責任者：管理者 堀田真理 苦情受付担当者：介護リーダー 掛谷剛 電話番号 082-424-8892 受付時間 原則午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで（月～金曜日まで） 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
--------	--

（２）行政その他苦情申立の窓口

東広島市健康福祉部 介護保険課	所在地 東広島市西条栄町 8 番 29 号 電話番号 082-420-0937 受付時間 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分まで（月～金曜日まで） 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 082-554-0783 ファックス番号 082-511-9126 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで（月～金曜日まで） 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館 電話番号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（月～金曜日まで） 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

1 4 秘密保持について

業務上知り得た、利用者及び家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、介護サービス等を提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による利用者または家族等の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

1 5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 堀田真理

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（４）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（５）虐待防止のための指針の整備をしています。

（６）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（７）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

16 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また、事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

17 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。 *委員会開催は令和9年3月31日までは努力義務

18 サービス提供の記録

- (1) (介護予防) 短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 ハラスメントについて

当事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、取引業者、関係機関の職員との間において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動があっても業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の醜状環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

20 電磁的対応について

利用者等への説明・同意について、電磁的な対応としてタブレット端末を用いた方法で署名を行います。電磁署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えさせていただきます。

21 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

上記の説明を証するため、本書 2 通作成し、利用者、事業者が署名の上、1 通ずつ保有するものとします。なお、事業者は電子媒体での保有といたします。

2 2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「短期入所生活介護事業所ゆずの家 重要事項説明書」に基づき、利用者、家族に説明を行いました。

事業者	所在地	広島県東広島市西条町御薊宇 4875 番地 1
	法人名	社会福祉法人ゆず
	代表者名	理事長 川原奨二
	事業所名	短期入所生活介護事業所ゆずの家
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	